

土浦市
循環型社会形成推進地域計画

【 第 1 期 】

平成 23 年 12 月
平成 27 年 12 月変更

目 次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水処理の現状	3
(3)	一般廃棄物の処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標	5
3.	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
(2)	処理体制	7
(3)	処理施設の整備	10
(4)	施設整備に関する計画支援事業	11
(5)	その他の施策	11
4.	計画のフォローアップと事後評価	12
(1)	計画のフォローアップ	12
(2)	事後評価及び計画の見直し	12

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名	土浦市
面積	122.99Km ²
人口	143,532人（平成22年4月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成24年4月1日から平成31年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

また、複数の施設整備を断続的に実施していくため、全体では12年間の計画となる。そのため、本計画を第1期計画とし、第2期計画は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの計画とする。

(3) 基本的な方向

豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ持続的な発展を遂げるために、貴重な資源を有効に活用し、環境への負荷を軽減した循環型社会を形成することを念頭に置き、本市基本計画に準じて、市民一人ひとりが共通認識を持って主体的に行動するために、基本理念を次のとおりとする。

みんなでつくろう 循環型のまち つちうら
～限りある資源を未来に引き継ぐために～

将来の少子高齢化を見据え、協働のあり方、地域コミュニティの形成、市民サービスの向上を図るための仕組みづくりを推進する。

ごみ処理有料化の導入、生ごみの利活用、プラスチック製容器包装の分別収集地区の拡大等を推進し、より一層のごみの発生抑制・資源化を図る。

清掃センターは、更新時期を迎えようとしており、施設の老朽化が見られる。

将来にわたって安全かつ安定した処理を継続し、さらに施設における温暖化対策を推進するため、予防保全、整備補修を継続し、さらに基幹的設備改良事業を実施する。

本市の生活雑排水については、全体人口の80.6%が公共下水道により処理されており、その他についても、農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽によって処理されている。しかしながら、現在も一部未処理のまま放流されているため、公共水域の水質汚濁に影響を及ぼしている。

一方、霞ヶ浦は、豊富な水量の水源地として近隣の市町村が依存しており、貴重な水系となっている。

したがって、霞ヶ浦沿岸であり、また霞ヶ浦に流入する桜川、新川、花室川最下流部に位置する本市が水質を保全する責任は重大であり、本市が生活排水の処理施設整備を進めていく必要がある。

(4) 広域化の検討状況

近隣5市町とのごみ処理広域化について協議・検討を行ってきたが、整備場所及び時期の調整が困難であることから、本市単独での整備を行うこととした。(近隣市調整済)

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成22年度における一般廃棄物の排出・処理状況は図1に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、60,634トンであり、再生利用される「総資源化量」は7,066トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量)〕は11.7%である。

中間処理による減量化量は45,424トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね79.5%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の14.3%に当たる8,144トンが埋め立てられている。中間処理量の56,244トンのうち焼却量は、52,408トンである。焼却施設では温水の場内利用(暖房、給湯)を行っている。

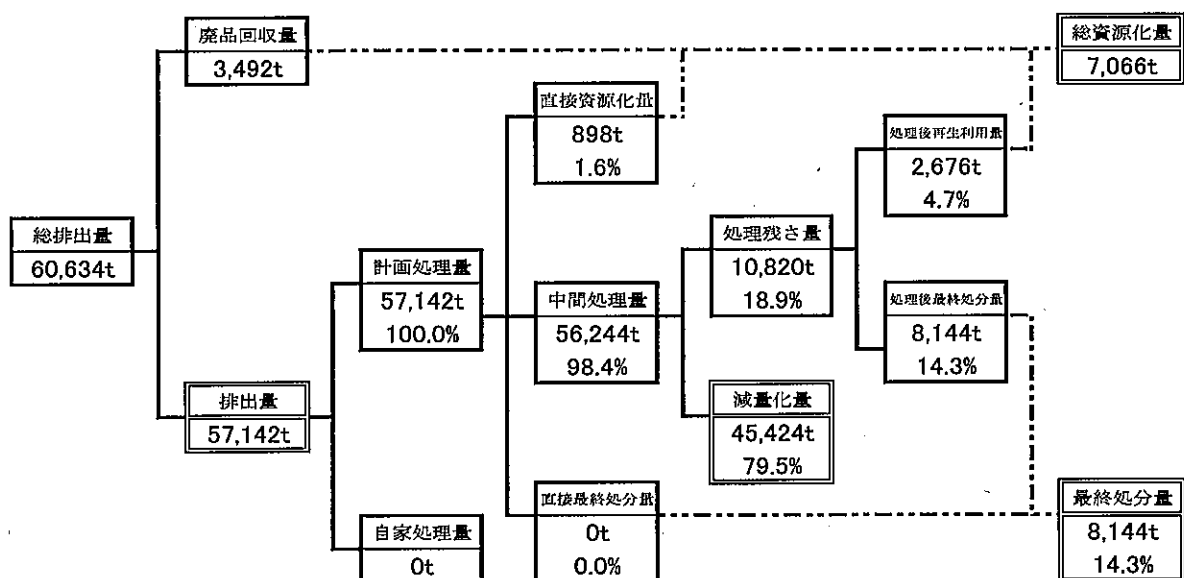


図1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成22年度)

(2) 生活排水処理の現状

平成22年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図-2のとおりである。
 生活排水処理対象人口は、143,532人であり、水洗化人口は128,765人、汚水衛生処理率は89.7%である。

し尿発生量は4,651kL/年、浄化槽汚泥発生量は6,859kL/年であり、処理・処分量は合わせて11,510kL/年である。

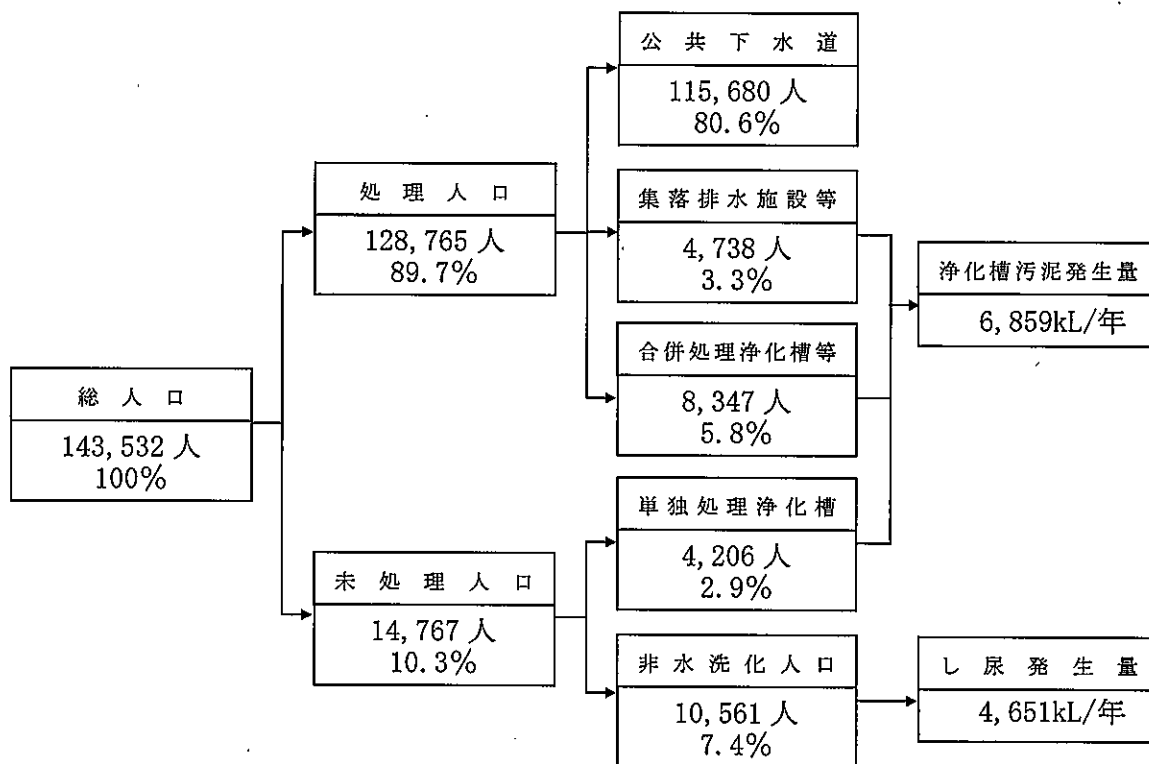


図2 生活排水の処理状況フロー（平成22年度）

(3)一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

また、平成31年度における目標達成時の一般廃棄物の排出・処理状況は図3に示すとおりである。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状		目 標		
		H22 年度	割合※1	H31 年度	割合※1	
排出量	事業系	総排出量 (トン)	18,603		15,950	-14.3%
		1事業所当たりの排出量※2 (トン/事業所)	2.6		2.2	-15.4%
	家庭系	総排出量 (トン)	38,539		31,642	-17.9%
		1人当たりの排出量※3 (kg/人)	268.5		222.2	-17.2%
	合計	排出量合計 (トン)	57,142		47,592	-16.7%
再生利用量	直接資源化量 (トン)		898	1.6%	1,015	2.1%
	総資源化量 (トン)		7,066	11.7%	12,499	24.3%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量) ※4		—	MWh	—	MWh
減量化量	中間処理による減量化量 (トン)		45,424	79.5%	32,869	69.1%
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)		8,144	14.3%	6,156	12.9%

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量(事業系家庭系排出量合計)に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量 - 事業系資源ごみ量)} ÷ (事業所数)
事業所数は総務省統計局「平成21年度の経済センサス」資料に基づく。(事業所数: 11,824)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量 - 家庭系資源ごみ量)} ÷ (人口)

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

※4 熱回収施設を整備する際は、ごみ発電を検討しているが試算にかかる条件等については、今後、施設整備基本計画等において検討する。

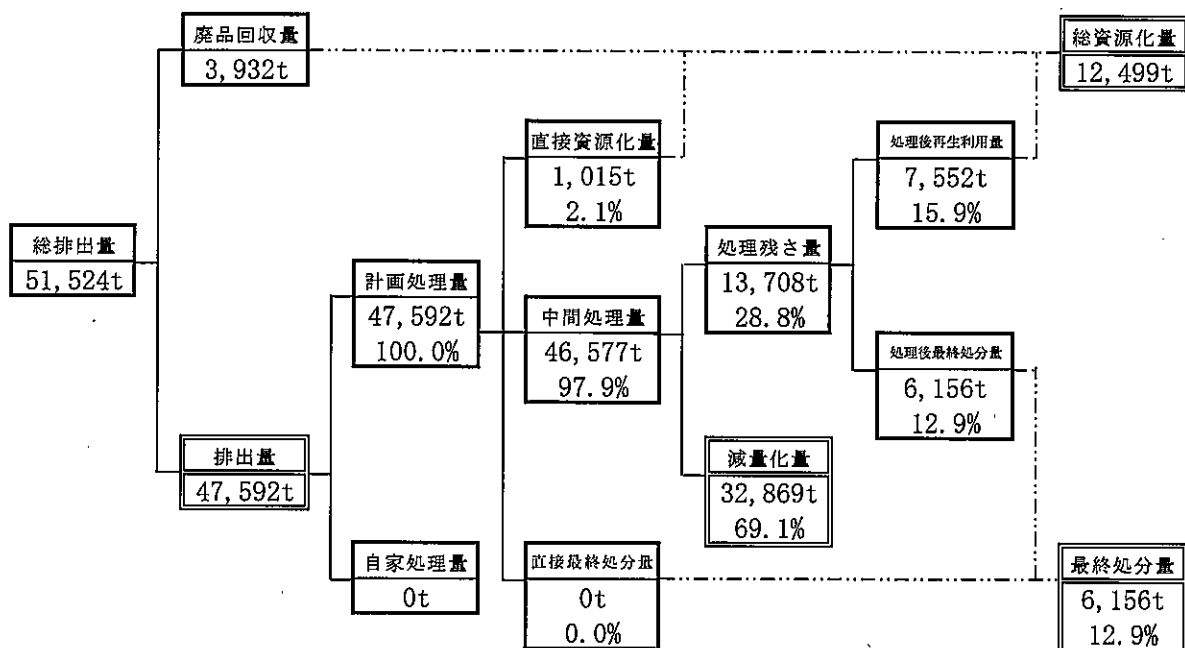


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成31年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成22年度実績	平成31年度目標
処理形態別人口	公共下水道	115,680人 (80.6%)	120,657人 (84.7%)
	農業集落排水施設等	4,738人 (3.3%)	4,009人 (2.8%)
	合併処理浄化槽等	8,347人 (5.8%)	11,583人 (8.1%)
	未処理人口	14,767人 (10.3%)	6,132人 (4.3%)
	合 計	143,532人 (100.0%)	142,381人 (100.0%)
汚泥の量 し尿	汲み取りし尿量	4,651 キロリットル	1,528キロリットル
	浄化槽汚泥量	6,859 キロリットル	6,729キロリットル
	合 計	11,510 キロリットル	8,257キロリットル

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

ごみ処理有料化を導入し、ごみの発生抑制、資源化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の適正化、ごみ処理経費に係る財源の確保を図る。

その実現に向け、有料化の範囲、手数料の徴収方法、指定ごみ袋の種類、手数料の料金設定、手数料収入の使途、有料化導入に合わせて取り組む施策、有料化の実施にあたって配慮すべき事項について、市民との意見交換を十分に行い、市民が納得できる仕組づくりを行う。

イ 環境教育、普及啓発、助成

① 環境教育

児童・生徒に対し、環境を守り、資源を大切にすることをはぐくみ、効果的な行動を促すため、小・中・高校との連携を強め、環境問題への取組を深める。また、ごみ問題等を題材とした副読本を作成・配布し、体験学習や環境学習、実践活動への支援についても引き続き積極的に行う。

② 普及啓発

ごみ処理の現状や課題、リサイクルの現状、生ごみ減量化・堆肥化、リユース・リペア方法等に関する講演会やいきいき出前講座を開催する等、大人も子どもも一緒になって気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうための各種学習機会を設ける。

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、ごみ処理システムやごみ処理に係る経費等の財務状況及び循環型社会を形成するための取組に関する情報等について、多様な手法を用い分かりやすい啓発活動を推進する。

② 助成

生ごみ処理容器等の購入費補助制度を活用し、生ごみ処理容器等を購入した市民の活用事例を紹介して処理容器の利用を促進する。また、堆肥の活用事例を紹介するなどしてアフターフォロー体制の充実を図る。

ウ マイバッグ運動、レジ袋対策

マイバッグ運動を展開し、レジ袋等の削減を推進する。

レジ袋無料配布中止の周知を徹底する。

エ 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に取り組むよう指導する。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

ごみの分別は4種17分別を基本としている。資源ごみは民間事業者を介する等して資源化している。可燃ごみは焼却処理、不燃ごみ・粗大ごみは破碎選別処理後、金属等を資源化している。焼却残渣は一部資源化し、その他は不燃残渣と共に埋立て処分している。

プラスチック製容器包装に関しては、一部の地区で分別収集を実施してきたが、将来は市全域に拡大する。

生ごみについては焼却処理してきたが、利活用を図るため、分別収集し民間事業者を介してバイオガス化する。

レアメタルの資源化を推進するため、充電式電池の分別収集について、平成22年度から拠点回収により実施している。今後は、小型家電品についても分別収集に関して調査・研究を行い、実施の拡大を図る。

ごみ焼却施設は老朽化が進行しており、基幹的設備改良事業を推進し延命化及び温暖化対策を推進する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物に関しては、家庭系ごみに準じた分別区分、処理・処分を行っている。

ごみ質調査の結果から事業系ごみに大量の資源が含まれていることから、事業者への分別の指導を徹底する。

減量化・資源化のマニュアルや啓発用パンフレットの配布により、指導・協力の要請を行い、ごみの発生抑制を促進する。再生事業者の斡旋により、事業者の主体的な資源化を促進する。

食品関連事業者に対して食品廃棄物リサイクル法を遵守し、生ごみ等の食品廃棄物のリサイクルを推進するよう指導する。

また、事業者と市民との協働による取組、事業者間の再生資源の流通等に関して、情報提供や協議・検討の場の提供により活動を支援する。

「土浦市におけるレジ袋の削減に向けた取組に関する協定」に基づくレジ袋削減を推進し、加入等参加企業の増加を図る。

事業者に対するごみ処理手数料を見直し、処理量に見合った適正負担と発生抑制・資源化の取組を促進する。

環境にやさしい商品の販売、ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組む「エコ・ショップ」認定数の増加と市民へのPRを強化する。

ごみ減量化や資源化に積極的に取り組む優良な事業者を表彰したり、その活動を紹介したりして事業者の実践行動を促進する。

ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、高度処理型の合併処理浄化槽の整備を進める。また、し尿及び浄化槽汚泥は、土浦地区については土浦市衛生センター、新治地区については湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて適正処理を実施しているが、施設の老朽化による処理性能低下への対応及び循環型社会への対応が可能となる施設として、有機性廃棄物リサイクル推進施設として更新する予定である。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの発生抑制、資源化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の適正化、ごみ処理経費に係る財源の確保を図るため、平成 27 年度までにごみ処理有料化を実施する。
- ◇ 平成 27 年度までに燃やせるごみの中で一番多く排出される生ごみについて、資源として有効利用するため、生ごみ分別収集を実施し、民間によるメタン発酵処理施設での資源化を行う。集荷可能性、排出方法、収集運搬システム等の事前調査を踏まえ、モデル地区を設け、生ごみの種類、排出方法、排出場所、収集形態、収集回数、収集方法等を定める。
- ◇ プラスチック製容器包装の分別収集について、平成 27 年度までに、モデル地区等での実績・情報を参考にしながら、品目の追加等についても検討し、全市での実施を図る。
- ◇ 清掃センターの延命化・温暖化対策を推進するため平成 24 年度～平成 30 年度までの間に支援業務及び延命化工事を実施する。
- ◇ 廃棄物の循環に寄与した上で有機性廃棄物を適正に処理するための施設として平成 28 年度～平成 32 年度までの間に支援業務及び有機性廃棄物リサイクル施設の建設工事を実施する。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成22年度)			今後(平成31年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
可燃ごみ	焼却	ごみ焼却処理施設	32,940	可燃ごみ	焼却	熱回収施設	21,379
不燃ごみ	その他	清掃センター 環境クリーンセンター	2,867	不燃ごみ	その他	粗大ごみ処理施設	2,354
粗大ごみ	その他	清掃センター 環境クリーンセンター	371	粗大ごみ	その他	粗大ごみ処理施設	304
紙類		(売却)	888	紙類		(売却)	989
ペットボトル		民間処理施設	221	ペットボトル		民間処理施設	246
缶		環境クリーンセンター ストックヤード	14	缶		環境クリーンセンター ストックヤード	16
ビン		清掃センター	325	ビン		清掃センター	360
		環境クリーンセンター ストックヤード	73			環境クリーンセンター ストックヤード	81
		最終処分場・ストックヤード	654			最終処分場・ストックヤード	727
		最終処分場・ストックヤード	107			最終処分場・ストックヤード	126
古布	リサイクル	(売却)	10	古布	リサイクル	(売却)	12
プラスチック容器		民間処理施設	26	プラスチック容器		民間処理施設	1,030
		環境クリーンセンター ストックヤード	9			環境クリーンセンター ストックヤード	10
乾電池		最終処分場・ストックヤード	32	乾電池		最終処分場・ストックヤード	33
充電式電池		-	-	充電式電池		民間事業者	52
蛍光管		清掃センター	2	蛍光管		清掃センター	2
生ごみ		-	-	生ごみ		民間処理施設	3,921



(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ごみ焼却処理施設	(仮称)土浦市清掃センター基幹的設備改良事業	210t/日	土浦市中村西根	H27～H30
2	有機性廃棄物リサイクル推進施設	(仮称)汚泥再生処理センター整備事業	30～ 34kL/日	土浦市佐野子	H31～H32 (第2期計画)

(整備理由)

事業番号1 既存施設の延命化及び温室効果ガスの削減

事業番号2 既存施設の老朽化

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成22年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間
3	浄化槽設置 整備事業	19	175	693	H24～H30

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)土浦市清掃センター基幹的設備改良事業に係る環境影響調査業務	生活環境影響調査	H25～H26
32	(仮称)土浦市清掃センター基幹的設備改良事業に係る施設整備基本計画・基本設計	施設整備基本計画・基本設計	H24～H25
33	(仮称)土浦市清掃センター基幹的設備改良事業に係る発注仕様書等作成業務	発注仕様書作成等	H26
34	(仮称)汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	H28
35	(仮称)汚泥再生処理センター整備事業に係る用地測量	用地測量調査	H28
36	(仮称)汚泥再生処理センター整備事業に係る地質調査業務	地質調査	H28
37	(仮称)汚泥再生処理センター整備事業に係る施設整備基本計画・基本設計	施設整備基本計画・基本設計	H29
38	(仮称)汚泥再生処理センター整備事業に係る発注仕様書等作成業務	発注仕様書作成等	H30

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

資源ごみの民間事業者を介した資源化を推進する。

焼却残渣の一部資源化を推進する。

生ごみの利活用を推進するためバイオガス化を図る。

プラスチック製容器包装の事業拡大を図る。

これらのリサイクル事業を介して生成される再生品の需要拡大を図る。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電のリサイクルについては特定家庭用機器再商品化法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して市民に普及啓発を

行う。

ウ 不法投棄対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び土浦市さわやか環境条例に基づき、広報や市ホームページ、チラシ等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図る。

土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の徹底を促す。

柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかける。

不法投棄監視員・さわやか環境推進員・市職員によるパトロール等、日常生活の中での定期的な監視体制の整備を推進する。

不法投棄の多発地帯に関しては、不法投棄マップの作成や県との協力体制の確立により、重点的かつ定期的な監視体制の強化を図る。

不法投棄の著しい場所へ、注意・啓発を促す看板を設置する。

市民や市民団体等と連携した地域美化・清掃活動を推進する。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

被災時の災害廃棄物は基本的に市の処理施設にて対応する。また、災害廃棄物の処理に関しては、可能な限り再使用・資源化を優先する。

本市単独での対応が困難な場合、被害が甚大な場合には県、市町村、民間事業者、関係機関の協力を求め円滑かつ安定した処理・処分の維持に努める。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて茨城県及び国と意見交換を行い、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに協議会により計画の事後評価や目標達成状況の評価を行い、結果を公表するとともに、次期計画策定に反映させるものとする。

また、計画期間中であっても、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添付資料目次

様式1（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1）	-----	1
様式2（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2）	-----	3
様式3（地域の循環型社会形成推進のための施策一覧）	-----	4
参考資料様式2（施設概要：熱回収施設系・土浦市清掃センター）	-	5
参考資料様式4（施設概要：有機性廃棄物リサイクル推進施設系）	-	6
参考資料様式5（施設概要：浄化槽系）	-----	7
参考資料様式6（計画支援概要）	-----	8
対象地域図	-----	9
目標の設定に関するグラフ等	-----	10
施設の現況	-----	16
現有施設の概要	-----	16
分別区分説明資料	-----	17
生活排水整備計画図	-----	18

第2期計画へ継続採用

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成23年度:平成27年度見直し)

1 地域の概要

(1)地域名	土浦市	(2)地域内人口	143,532 人	(3)地域面積	122.99 km ²
(4)構成市町村等名	土浦市	(5)地域の要件	人口	面積	沖繩 離島 奄美 霧島 山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目 標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総 排 出 量	事業系 総排出量(トン)	21,964	21,902	20,394	19,590	18,603	15,950 (対H22 -14.3%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.0	3.0	2.8	2.7	2.6	2.2 (対H22 -15.4%)
	家庭系 総排出量(トン)	41,555	40,396	39,645	39,071	38,539	31,642 (対H22 -17.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	291.0	283.0	277.6	273.0	268.5	222.2 (対H22 -17.2%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	63,519	62,298	60,039	58,661	57,142	47,592 (対H22 -16.7%)
再 生 利 用 量		1,030(1.6%)	998(1.6%)	867(1.4%)	921(1.6%)	1,015 (2.1%)	
燃 回 收 量		8,641 (12.7%)	8,346 (12.5%)	7,638 (11.9%)	7,311 (11.7%)	7,086 (11.7%)	12,499 (24.3%)
中間処理による減量化量		50,340(79.3%)	49,408(79.3%)	47,834(79.7%)	46,861(79.9%)	45,424(79.5%)	32,869 (69.1%)
最 終 処 分 量		9,087(14.3%)	8,928(14.3%)	8,567(14.3%)	8,190(14.0%)	8,144(14.3%)	6,156 (12.9%)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備 考	
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月		処理能力(単位)
ごみ焼却施設	土浦市	全運焼燃焼式	有	210t/日	H30年度中	既存施設の老朽化、熱回収の推進	全運焼燃焼式	H30年度中	210t/日	基幹的設備改良事業
粗大ごみ処理施設	土浦市	破碎・選別	有	70t/5h	-	-	-	-	-	-
し尿処理施設	土浦市	機分糞生物学的処理+下水道投入	有	63kL/日	H32年度	既存施設の老朽化	-	-	-	-
汚泥再生処理センター	土浦市	-	-	-	H32年度	-	下水道投入 回液分離方式	H32年度 (第2期計画)	30~34kL/日	-

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況-現状					目標
		平成10年度	平成10年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総人口		142,780	142,743	142,794	143,095	143,532	142,381
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	109,598	111,951	113,184	114,655	115,680	120,657
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	76.8%	78.2%	79.3%	80.1%	80.6%	84.7%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	3,767	3,801	3,809	4,052	4,738	4,009
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.6%	2.7%	2.7%	2.8%	3.3%	2.8%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	10,262	9,431	7,935	8,132	8,347	11,583
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.2%	6.6%	5.6%	5.7%	5.8%	8.1%
未 処 理 人 口		19,153	17,560	17,866	16,256	14,767	6,132

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の状況		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	開始年月	処理人口	
浄化槽設置整備事業	土浦市	447	1,341	昭和62年4月	693	
					175	目標年度 H31年度

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金の要否	事業計画							備考	
					開始	終了		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
発生抑制・資源化の推進に関するもの	11	有料化	手数料制の導入を検討	市	24	30										
								有料化のあり方を検討								
	12	環境教育、普及啓発、助成	情報提供、環境教育、体験学習、生ごみ処理機器の購入助成、集団回収への助成等	市	24	30										
								環境教育、普及啓発、助成								
発生抑制・資源化の推進に関するもの	13	マイバッグ運動、レジ袋対策	マイバッグ運動、レジ袋削減を推進	市	24	30										
								レジ袋、過剰包装の削減対策								
	14	事業者の発生抑制・資源化	排出者責任の徹底、事業者への指導強化、手数料の適正化、食品リサイクルの推進	市	24	30										
								事業者ごみ対策								
処理体制の構築・変更に関するもの	21	施設の延命化	ごみ焼却処理施設延命化の推進	市	24	30										関連事業1
								処理施設の延命化								
	22	事業系廃棄物の処理	家庭系ごみと同様に処理円滑な広域処理を推進するため、事業者への発生抑制、資源化を推進	市	24	30										
								事業系廃棄物の抑制								
処理施設の整備に関するもの	1	土浦市清掃センター整備	基幹的設備改良事業	市	27	30	○									関連事業21
								土浦市清掃センター整備								
	2	汚泥再生処理センター整備	汚泥再生処理センターの整備	市	31	32	○									総事業期間はH28～32(第1期H28～30)
	3	浄化槽整備	合併処理浄化槽の整備	市	24	30	○									
								合併処理浄化槽の整備								
施設整備に関する計画支援に関するもの	31	1の計画支援	生活環境影響調査	市	25	26	○									関連事業1
								生活環境影響調査								
	32	1の計画支援	施設整備基本計画・基本設計	市	24	25	○									関連事業1
								施設整備基本計画・基本設計								
	33	1の計画支援	発注仕様書作成	市	26	26	○									関連事業1
								発注仕様書作成等								
	34	2の計画支援	生活環境影響調査	市	28	28	○									関連事業2
								生活環境影響調査								
35	2の計画支援	用地測量	市	28	28	○									関連事業2	
							用地測量調査									
36	2の計画支援	地質調査	市	28	28	○									関連事業2	
							地質調査									
37	2の計画支援	施設整備基本計画・基本設計	市	29	29	○									関連事業2	
							施設整備基本計画・基本設計									
38	2の計画支援	発注仕様書作成	市	30	30	○									関連事業2	
							発注仕様書作成等									
その他	41	再生品需要拡大	回収した資源物の循環利用の促進	市	24	30										
								再生品の需要拡大								
	42	家電リサイクル	家電リサイクルに関する普及啓発	市	24	30										
								家電リサイクルに関する普及啓発								
43	不法投棄対策	不法投棄対策の強化	市	24	30											
							不法投棄対策の強化									
44	災害廃棄物の対策	災害廃棄物の処理体制の充実	市	24	30											
							災害廃棄物の処理体制の充実									

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	土浦市
(2) 施設名称	土浦市清掃センター
(3) 工期	平成 27 年度 ~ 平成 30 年度
(4) 施設規模	処理能力 210 t/日 (70t/日 ×3 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式・ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (温水利用) <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
(7) 地域計画内の役割	基幹的設備の改良により、施設の延命化及びエネルギーの高効率回収、6%CO ₂ 削減
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm ³ /t 2. 発生ガス量 Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画	

「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」を実施する場合

(12) CO ₂ 削減量	3%以上
--------------------------	------

(13) 事業計画額	5,824,640千円
------------	-------------

施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	土浦市
(2) 施設名称	(仮称)汚泥再生処理センター
(3) 工期	平成 31 年度 ~ 平成 32 年度
(4) 施設規模	処理能力 30~34 kL/日
(5) 形式及び処理方式	下水道投入 固液分離方式
(6) 地域計画内の役割	老朽化した既存施設を更新するするとともに、有機性廃棄物の再生利用を図る。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	
(12) 事業計画額	1,320,000千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	土浦市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	本市の生活雑排水については、全体人口の80.6%が公共下水道により処理されており、その他についても、農業集落排水処理施設や浄化槽によって処理されている。しかしながら、現在も一部未処理のまま放流されているため、公共水域の水質汚濁に影響を及ぼしている。したがって、集落の形態を成していない、分散して立地している家屋については、当該事業を推進し、各戸で合併処理浄化槽を設置することにより、水質浄化に寄与する。
(4) 事業期間	24年度～30年度
(5) 事業対象地域の要件	(1)公共下水道事業認可区域(当該申請年度内に公共下水道事業認可区域に変更される見込みのある場合を含む。以下同じ。)及び農業集落排水事業計画区域の区域以外の地域 (2)公共下水道の整備が当分の間(おおむね7年以上をいう。以下同じ。)見込まれない公共下水道事業認可区域内の地域 (3)農業集落排水施設の整備(施設の改築を含む。)が当分の間見込まれない農業集落排水事業計画区域内の地域
(6) 具体的な整備計画	交付対象事業費 82,488千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数(693人分)	うち単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
N型5人槽	98基 (294人)	0基	43,512千円	43,512千円	43,512千円
N型6～7人槽	56基 (280人)	0基	27,216千円	27,216千円	27,216千円
N型8～10人槽	14基 (98人)	0基	8,064千円	8,064千円	8,064千円
NP型5人槽	7基 (21人)	0基	3,696千円	3,696千円	3,696千円
21～30人槽	0基 (0人)	0基	0千円	0千円	0千円
31～50人槽	0基 (0人)	0基	0千円	0千円	0千円
51人槽以上	0基 (0人)	0基	0千円	0千円	0千円
事務費等					
合計	175基 (693人)	0基	82,488千円	82,488千円	82,488千円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

経済的・効率的な地域では無いため省略

計画支援概要

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	土浦市			
(2) 事業目的	施設延命化、温暖化対策を目指した基幹的設備改良のため			
(3) 事業名称	(仮称) 土浦市清掃センター基幹的設備改良事業にかかる環境影響評価業務	(仮称) 土浦市清掃センター基幹的設備改良事業にかかる施設基本計画・基本設計業務	(仮称) 土浦市清掃センター基幹的設備改良事業にかかる発注仕様書作成等業務	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業に係る生活環境影響調査業務
(4) 事業期間	平成25年度～平成26年度	平成24年度～平成25年度	平成26年度	平成28年度
(5) 事業概要	土浦市清掃センターごみ焼却処理施設の基幹的整備改良を行うための環境影響評価業務を行う。	土浦市清掃センターごみ焼却処理施設の基幹的整備改良を行うための整備基本計画・基本設計業務を行う。	土浦市清掃センターごみ焼却処理施設の基幹的整備改良を行うための発注仕様書作成等業務を行う。	汚泥再生処理センターの整備を行うための生活環境影響調査業務を行う。
(6) 事業計画額	23,500千円	16,000千円	9,000千円	7,700千円

(3) 事業名称	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業に係る用地測量業務	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業に係る地質調査業務	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業に係る施設整備基本計画・基本設計	(仮称) 汚泥再生処理センター整備事業に係る発注仕様書作成等業務
(4) 事業期間	平成28年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(5) 事業概要	汚泥再生処理センターの整備を行うための用地測量業務を行う。	汚泥再生処理センターの整備を行うための地質調査業務を行う。	汚泥再生処理センターの整備を行うための整備基本計画・基本設計業務を行う。	汚泥再生処理センターの整備を行うための発注仕様書作成等業務を行う。
(6) 事業計画額	7,600千円	7,800千円	6,500千円	8,800千円

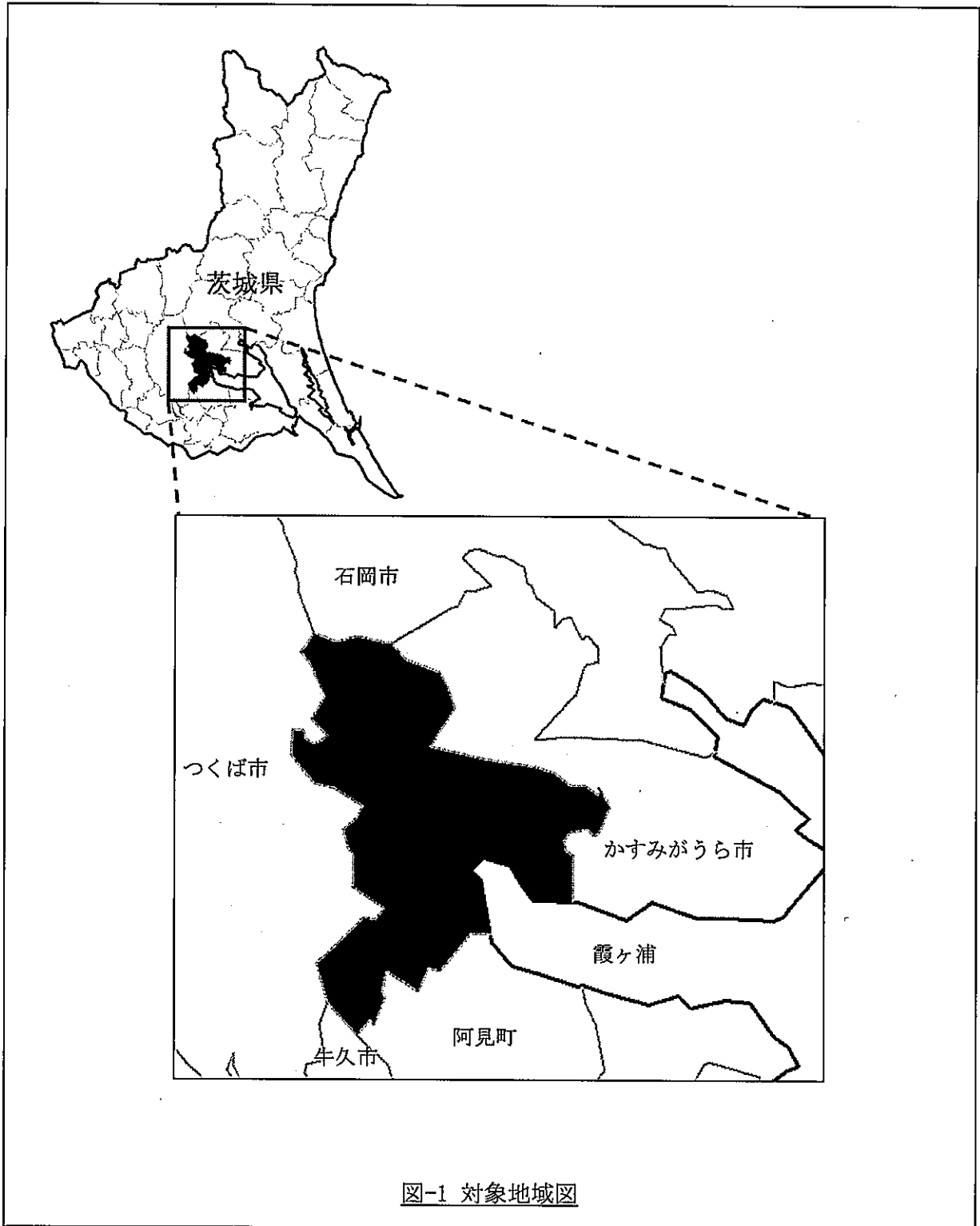


図-1 対象地域図

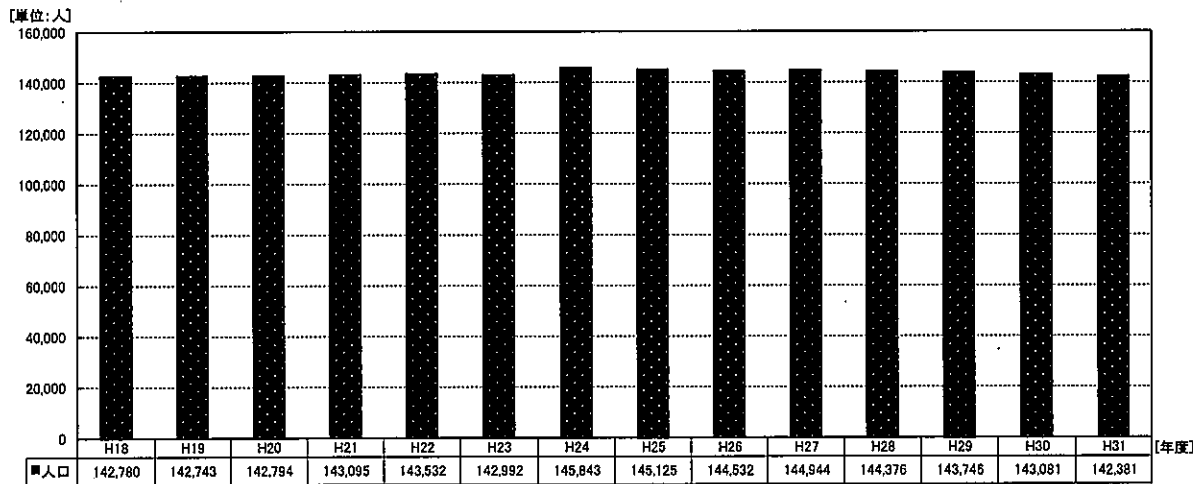


図-2 対象地域の人口推移

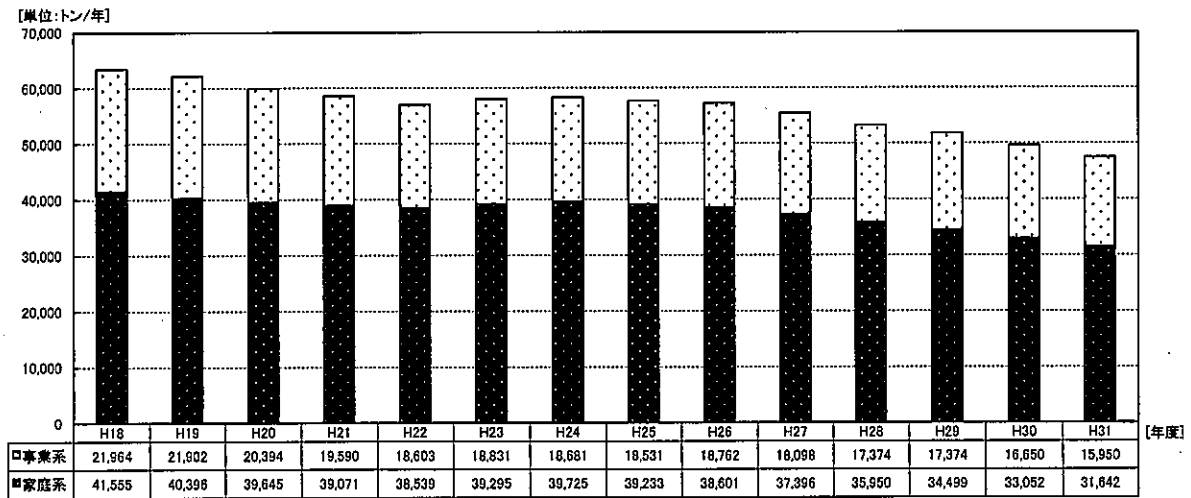


図-3 家庭系ごみと事業系ごみの推移

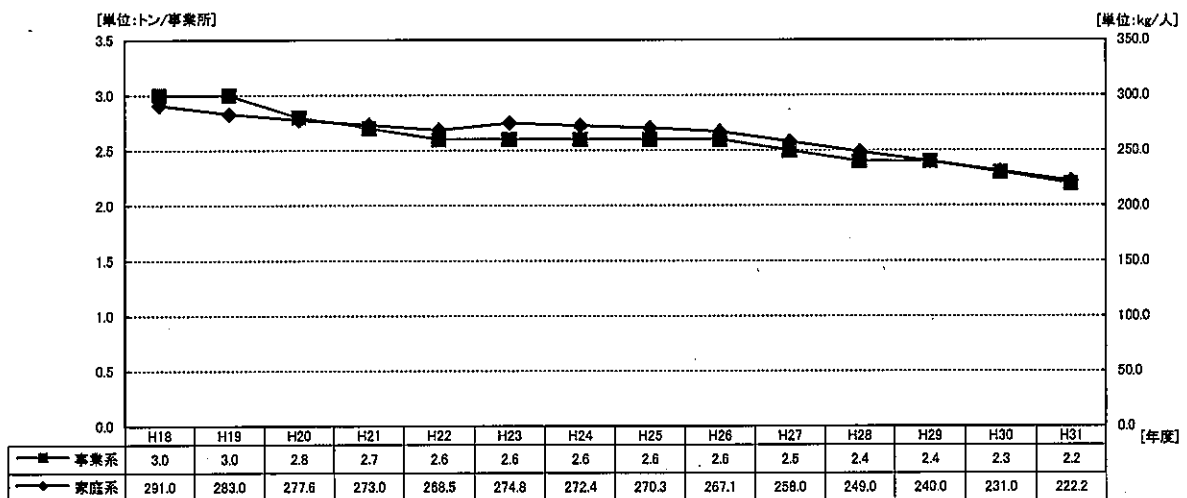


図-4 原単位の推移

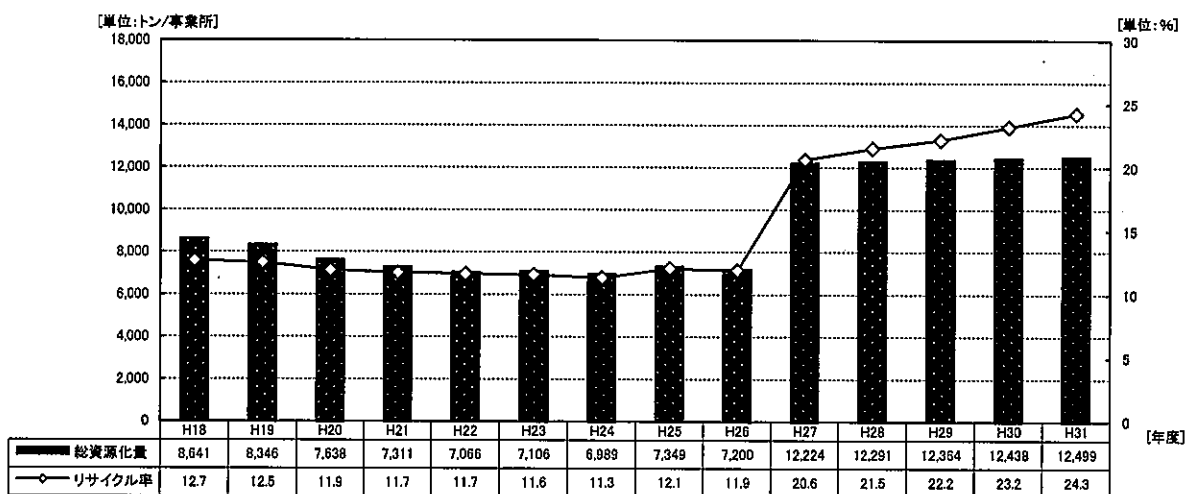


図-5 総資源化量とリサイクル率

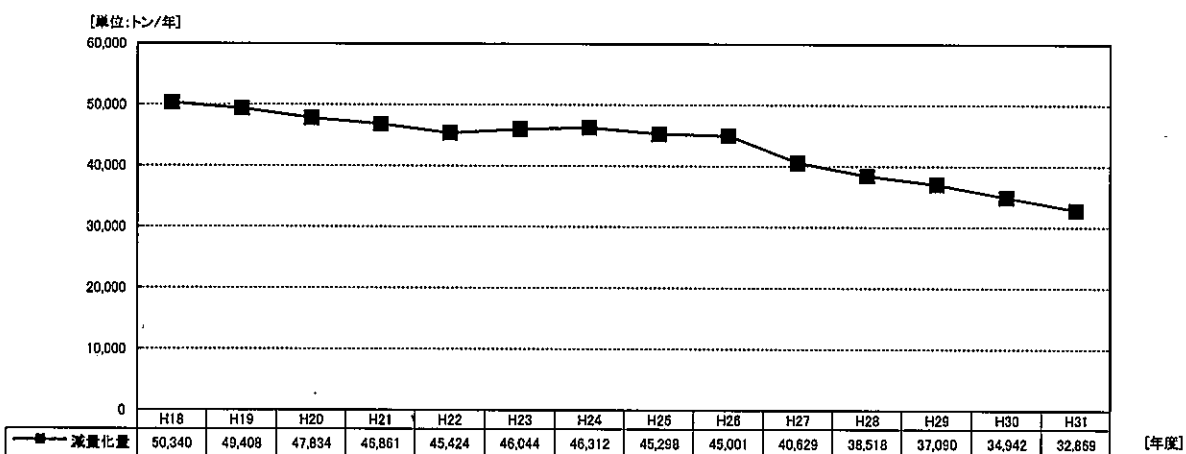


図-6 減量化量の推移

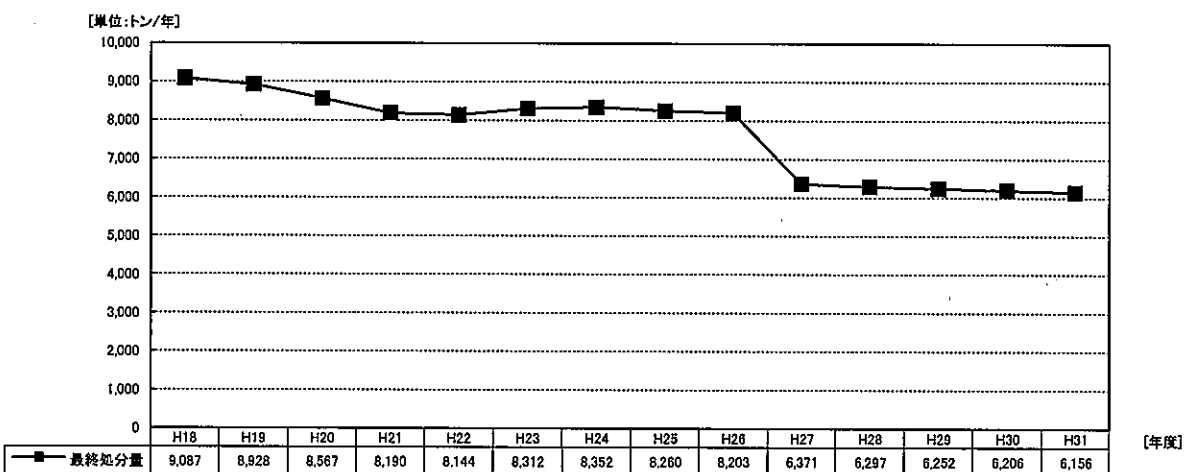


図-7 最終処分量の推移

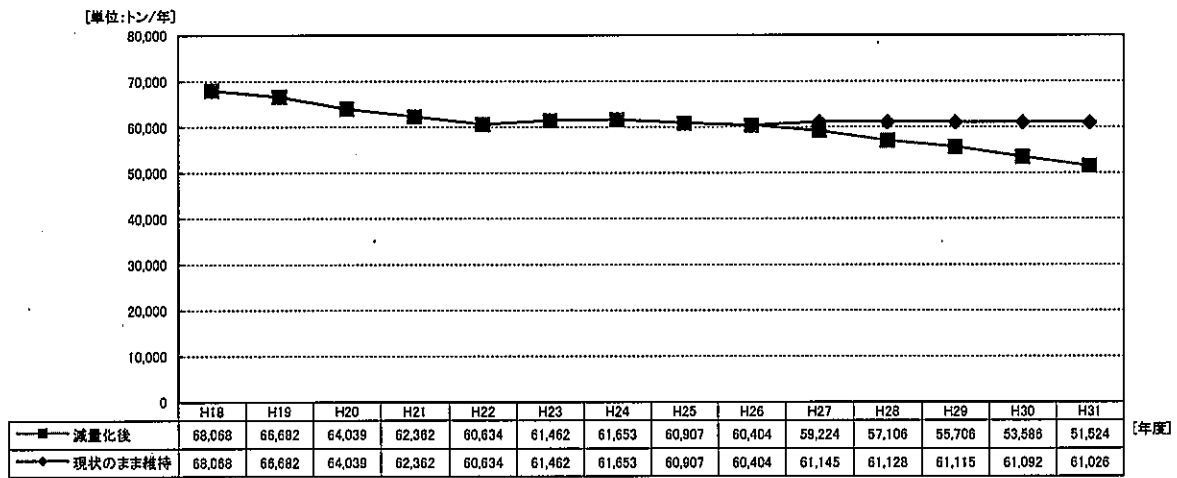


図-8 現状のままごみ排出量が推移した場合と減量化後の比較

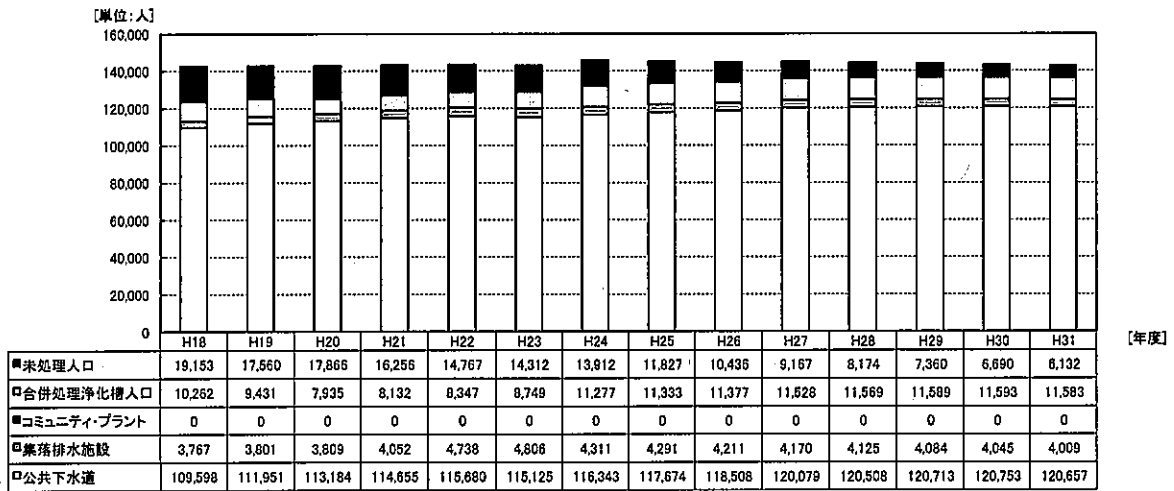


図-9 処理形態別人口の推移

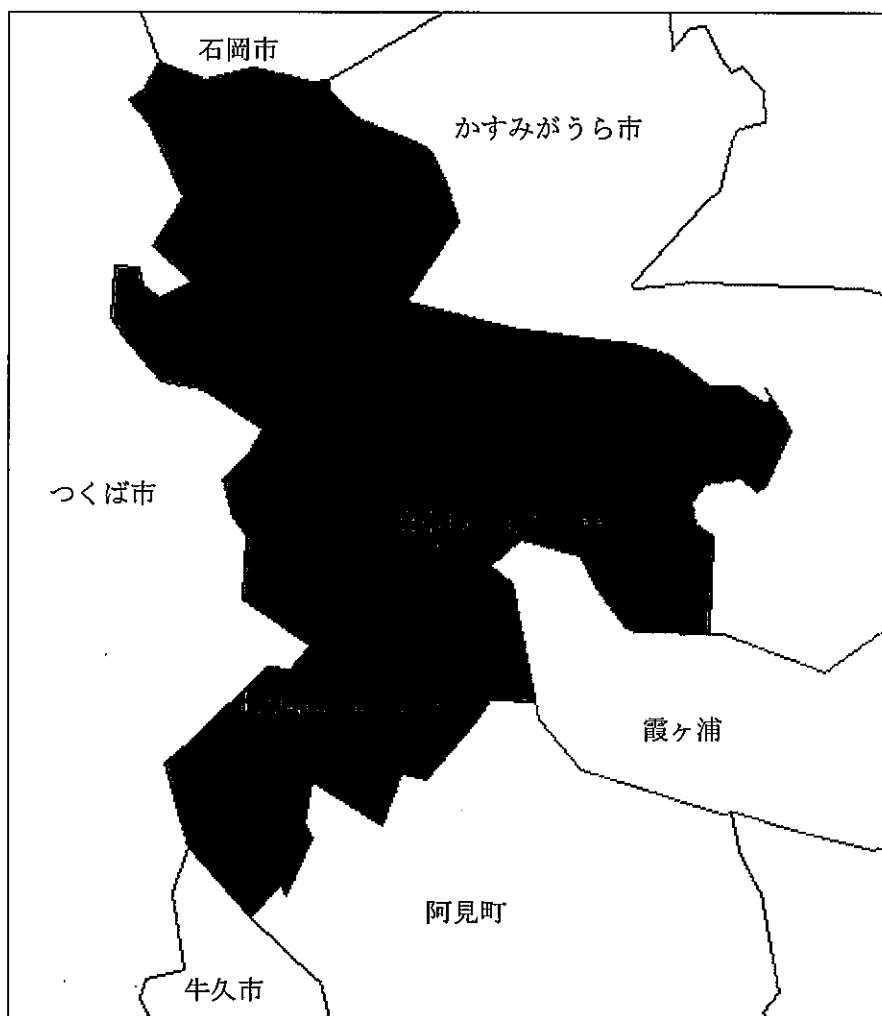


図-10 施設の現況

表-1 現有施設の概要

整備施設種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
清掃センター ごみ焼却処理施設	可燃ごみ	210t/24h	土浦市中村 西根	H4.3	ストーカ式
清掃センター 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 缶	70t/5h	土浦市中村 西根	H4.3	破碎・選別
衛生センター	し尿 浄化槽汚泥	63kL/日	土浦市 佐野子	S34	膜分離生物学 的脱窒素処理 +下水道投入

分別区分説明資料

表-2 分別区分（土浦地区）

分別区分		ごみの種類	
資源物	古紙	新聞	新聞紙、広告を含む
		ざつ紙	本、雑誌、ボール紙、包装紙、紙製の箱類
		ダンボール	ダンボール類
	ペットボトル	ペットボトルの識別マークが付いている飲料用・酒類・しょうゆ用などのもの	
	缶	ジュース、酒、ビール、缶詰、スプレー缶（中身・ガスを抜いたもの）など	
	ビン	無色ビン	無色のビン、白のすりガラスのビン（無色の一升ビン・牛乳ビン等）完全に無色のビンのみ
		茶色ビン	ビールビン、栄養ドリンクビン等
		緑ビン	酒類、栄養ドリンクビン等
		その他のビン	無色・茶色以外の色付きビン（青・黒・その他の色）ワイン等の濃い色のビンも含む
	古布	衣料、毛布、タオルケット、カーテン、シーツなど	
	乾電池	ボタン電池、マンガン電池、アルカリ電池	
	充電式電池	リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池（充電式電池のリサイクルマークがついているもの）	
	蛍光管	直管型・環型・球型（白熱球を除く）の蛍光管	
	プラスチック製容器包装（モデル地区）	プラマークのついたもの 食料品や日用品のプラスチック製ボトル、食料品や日用品のプラスチック製カップ・パック、食料品のプラスチック製トレイ、食料品や日用品のプラスチック製カップ・パック、食料品のプラスチック製ネットなど、ペットボトル・空きびん・プラスチック容器などのプラスチック製のフタ、緩衝材類	
燃やせるごみ	台所のごみ	生ごみ（水をきる）食用油（紙や布にしみこませるか、凝固剤で固める）など	
	紙くず類	紙おむつ、汚れのひどい紙、汚れのひどい布類など	
	プラスチック、ビニール製品	食品トレー、シャンプー・洗剤の容器、発泡スチロール、ビデオカセット類など	
	皮、木くず、ゴム製品	かばん、ランドセル、くつ、ゴム手袋、板切れ、棒切れなど	
燃やせないごみ	陶磁器	皿、茶わん、植木鉢など	
	金物	鍋、やかん、フライパン、傘など	
	ガラス類	鏡、ガラスコップなど	
	小型家電製品	アイロン、炊飯器、掃除機、トースターなど	
粗大ごみ		扇風機、オーディオ機、スキー用具、ふとんなど	
		ストーブ、高さ1m未満のたんす、自転車など	
		鏡台、ベッドマットレスなど	
		高さ1m以上の食器棚、本棚、タンス、机など	

土浦市公共下水道計画図（污水）

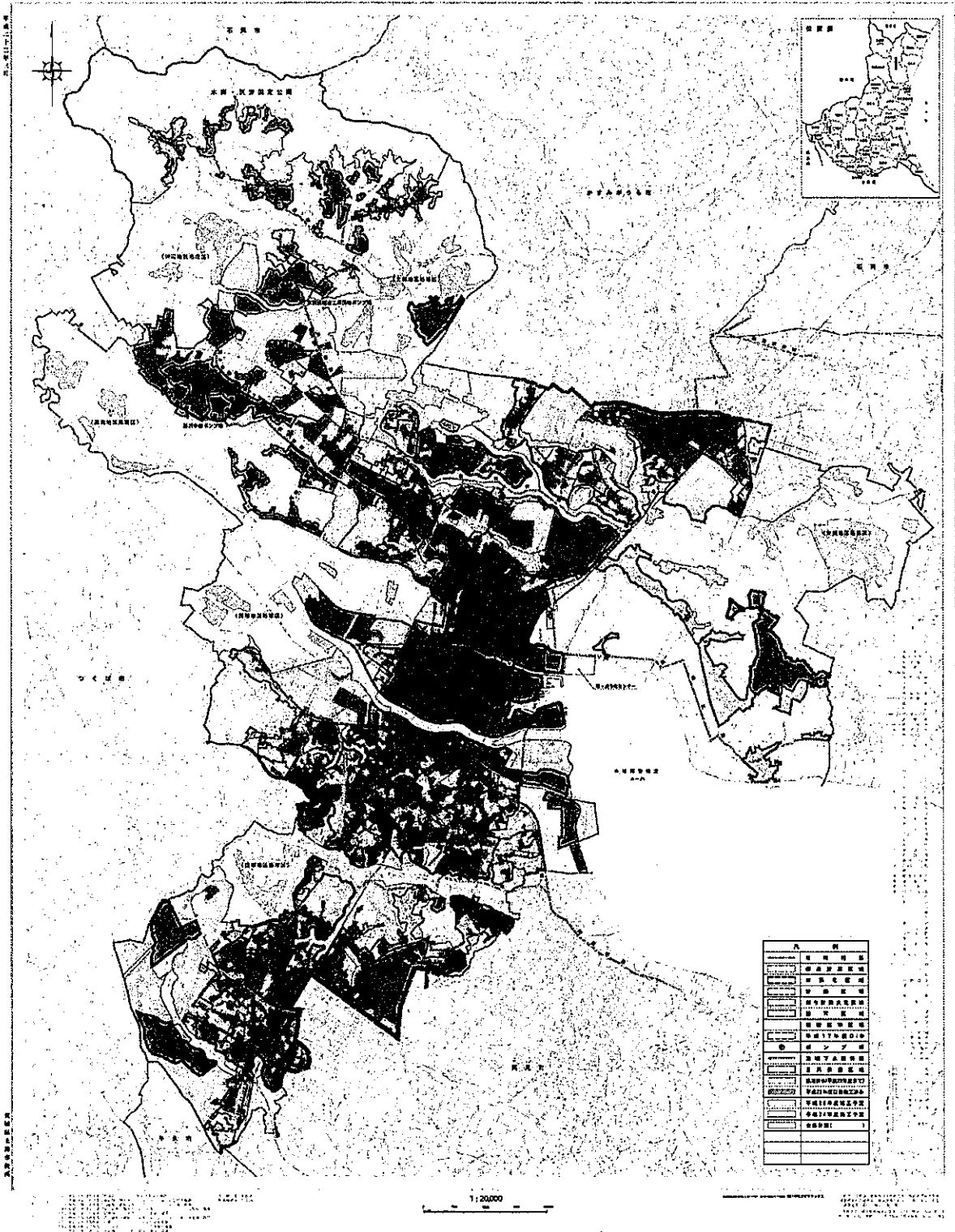


図-11 生活排水処理施設整備区域図